11－4　ガス調理機器

⑴　品目及び判断の基準等

| | |
|---|---|
| ガス調理機器 | 【判断の基準】<br>①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。<br>②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。<br>③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。<br>【配慮事項】<br>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 |

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③ガスグリル

④ガスクッキングテーブル

⑤ガス炊飯器

⑥カセットこんろ

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

| 区分 | | | こんろ部基準エネルギー消費効率 |
|---|---|---|---|
| ガス調理機器の種別 | 設置形態 | バーナーの数 | |
| ガスこんろ | 卓上形 | | 51.0 |
| | 組込形 | | 48.5 |
| ガスグリル付こんろ | 卓上形 | ２口以下 | 56.3 |
| | | ３口以上 | 52.4 |
| | 組込形 | ２口以下 | 53.0 |
| | | ３口以上 | 55.6 |
| | キャビネット形又は据置形 | | 49.7 |
| ガスレンジ | | | 48.4 |

備考）１　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

５　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

６　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省平成18年３月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法⑴」による。

表２　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

| 区分 | | グリル部基準エネルギー消費効率の算定式 |
|---|---|---|
| 燃焼方式 | 調理方式 | |
| 片面焼き | 水あり | E＝25.1Vg＋123 |
| | 水なし | E＝25.1Vg＋16.4 |
| 両面焼き | 水あり | E＝12.5Vg＋172 |
| | 水なし | E＝12.5Vg＋101 |

備考）１　E及びVgは、次の数値を表すものとする。

E　：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vg　：庫内容積（単位：L）

２　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

３　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

４　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

５　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

６　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下２桁で四捨五入した数値をいう。

７　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省平成18年３月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表３　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

| 設置状態 | オーブン部基準エネルギー消費効率の算定式 |
|---|---|
| 卓上又は据置形 | E＝18.6Vo＋306 |
| 組込形 | E＝18.6Vo＋83.3 |

備考）１　E及びVoは、次の数値を表すものとする。

E　：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vo　：庫内容積（単位：L）

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

３　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

４　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。